

別記 8（募集要項 4.(4)関係）

令和 3 年 8 月 20 日以降の「まん延防止等重点措置」適用期間に開催する公演の取り扱い

令和 3 年 8 月 20 日から 9 月 12 日の間、宮城県・仙台市に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることを受け、宮城県では、同適用期間中に県内で開催されるイベントに対し、午前 5 時から午後 9 時までの時短を要請しています。

当該期間中に行われる公演について「実演芸術の公演会場費助成事業」の申請を行う際には、下記のとおりとしてください。

- (1) 公演は午後 9 時までに終了してください。
- (2) 申請書の欄外（2 ページ目「5. 新型コロナウイルス感染防止対策について」の下）に公演終了予定時刻を記載してください。

※なお、実施後の報告にあたっては、報告書の欄外（「4. 提出物について」の下）に終了時刻を記載してください。

※8 月 20 日までにチケットを販売している公演についてはこの限りではありません。ただし、チケット発売日が確認できる資料（チラシ等）を申請時に添付してください。